

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題

第 61 回 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想

（4）自治体独自施策のパッケージ化による地方自治の下支え

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

前 3 回^{*1~3}に引き続き、私の試案である自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想について説明します。今回は、7月号の記事の項番 4 の補足として、自治体のコンピュータ・システム統一により自治体独自施策のパッケージ化というメリットがあり、それが地方自治を下支えすることを説明します。

なお、自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想は大きなテーマなので、次回以降も引き続き説明する予定です。

2 自治体独自施策に必要なものとは

7月号の項番 4 では、自治体のコンピュータ・システムを統一しても、自治体独自施策を実現できることを説明しました。

ところで、自治体独自施策を実現するためには、何が必要でしょうか。

コンピュータ・システムと金銭給付、徴収は相性がよいので、自治体独自施策のうちコンピュータ・システムが使われているものには、金銭給付が多いと考えられます。自治体独自施策でもっとも多いものは、小児医療費助成制度ではないでしょうか。たとえば、神奈川県内では、神奈川県の制度があり、そして、県内 33 市町村すべてで、個別の制度があります。住民からは市町村の制度だけに見えるかもしれませんが、神奈川県内では、県の制度と居住している市町村の制度の 2 本立てになっています。なお、制度上や財源上はこのようになっていますが、業務の大半は市町村が行っていると考えられます。

このような金銭給付制度を作るとき、財源が必要なのは自明ですが、他にいくつか必要なものがあります。

まず、コンピュータ・システムが必要です。例外は、よほど小規模な自治体でしょう。

次に、作業を完全自動化できなければ、職員のための業務マニュアルが必要になります。

それから、条例などの制度を規定した文書が必要になります。

3 自治体独自施策の導入ー自治体のコンピュータ・システムが統一されていないとき

自治体のコンピュータ・システムが統一されていないとき、これが現状ですが、このときに、自治体独自施策を導入しようとする、どうなるのでしょうか。

まず、財源を見積もり、確保することが必要です。

第 61 回 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（4）

自治体独自施策のパッケージ化による地方自治の下支え

次に、市区町村は 1,741、都道府県は 47 ありますので、これから導入しようとする大抵の自治体独自施策は、他の自治体に同じ、ないし似た制度があります。先行自治体があれば、その自治体の条例など制度を規定した文書入手して自らの自治体にあうようにアレンジします。しかし、コンピュータ・システムの導入や職員のための業務マニュアルは、独自に整備するしかありません。もっとも、先行自治体と同じパッケージソフトウェアを導入し、先行自治体と同じ業務マニュアルを導入することができるかもしれません。

4 自治体独自施策の導入－自治体のコンピュータ・システムが統一されているとき

自治体のコンピュータ・システムが統一されていれば、コンピュータ・システムの導入は不要で、似た制度を持つ自治体の条件式を自らの自治体の制度にあわせてアレンジするだけです。そして、業務マニュアルは、似た制度を持つ自治体のものをそのまま使うか、せいぜい、アレンジするくらいで済むと考えられます。

このように、別途財源の確保は必要ですが、自治体独自施策に必要な、コンピュータ・システムの条件式、業務マニュアル、制度を規定した文書が 3 点セットになり、他の自治体の 3 点セットをそのまま、ないしアレンジすることで、独自施策が導入できるようになります。これを私は独自施策のパッケージ化と呼んでいます。

そのため、財源が確保できれば、今までよりも容易に独自施策を導入できるようになると考えられます。言い換えると、財源以外の理由で独自施策を諦めることが少なくなるという効果が期待できます。

5 地方自治の本質と自治体のコンピュータ・システム統一

ところで、地方自治の本質とは何でしょうか。

経済学者の故金澤史男氏^{※4}は、地方分権改革の理念とされるスローガンに「地方にできることは地方に」があり、これが「補完性の原理」と呼ばれることが多くなったと説明しています。

この補完性の原理について、行政法学者の板垣勝彦氏の説明^{※5}を筆者なりに要約すると次のとおりです。まず、我が国が中央集権国家であることが大前提となります。したがって、様々なルールを、国のレベルで決めてすべての自治体に適用するのが大原則です。しかし、我が国は地域により気候や人口密度、災害などの状況が多様であることから、国レベルのルールをすべての自治体に一律に適用することが適当でもないし効率的でもないと考えられます。きめ細やかな施策は、住民に最も近いところに任せた方がうまく行きます。市区町村が住民の需要を最も的確に把握し、住民のために最も迅速に動けると考えられます。ゆえに市区町村ができることは市区町村が、市区町村ができないことは都道府県や国が決めることが望ましいと考えられます。

私は、板垣勝彦氏の説明の中で、「決める」がキーワードと考えています。現在、自治体では補助金申請の審査業務補助など様々な業務をアウトソーシングしています。決めた

ことを実行するのは、正確迅速であれば、誰がやってもよいと考えられます。住民から選ばれた首長や議会が、何を決めるかが重要ではないでしょうか。

住民から選ばれた首長や議会が何かを決めるとき、何でもできるわけではなく、制約条件があります。たとえば、現在の技術水準で無理なことはできません。費用などの面で現実的でないこともできません。独自施策のパッケージ化により、独自施策の導入のハードルが下がると考えられます。これは、首長や議会による独自施策の選択肢が広がるということです。

直感的には、自治体のコンピュータ・システム統一は地方自治の制約や縮小のように見えるかもしれませんが、私の試案のように、最初から自治体独自施策を取り込めるようにデザインしてコンピュータ・システムを統一すると、首長や議会による独自施策の選択肢の幅が広がるので、むしろ、地方自治を拡張できます。そして、コンピュータ・システムにはスケールメリットがあるので、特に小規模な自治体にメリットがあると考えられます。

行政学者の川島佑介氏^{*6}は「(コンピュータ・システムと手作業の) 標準化というと地方自治への侵害に思われるかもしれませんが、そうではなく、一から行政活動を組み立てる手間を省き、小規模自治体への支援となり、また、自治体間の連携にも効果が期待されます」としています。(括弧内は私が補いました。)

自治体のコンピュータ・システム統一は、むしろ地方自治を下支えするものと考えられます。

6 おわりに

(1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくださいれば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップしてください、貴重なものです。心より、お待ち申し上げます。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap (国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧) の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ (最初に表示されるページ) に私への連絡方法を掲載しています。

(3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

今年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査 (代表) をしております。8 月 31 日 (土) に、第 1 回研究会を開催しました。今後ですが、現時点で、9 月 28 日 (土)、10 月 19 日 (土)、11 月 23 日 (土・祝) の 14 時から開催を予定

第 61 回 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（4）
自治体独自施策のパッケージ化による地方自治の下支え

しています。オンラインないしハイブリッド開催です。ご興味のある方は「官公庁 4.0 研究会」で検索してください。

※ 1) 岩崎和隆, “自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（1）概要”,

<https://www.issj.net/mm/mm19/03/mm1903-gk-gk.pdf> 参照 2024-9-19, 情報システム学会メールマガジン, No. 19-03, 2024.

※ 2) 岩崎和隆, “自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（2）統一システムの具体像”,

<https://www.issj.net/mm/mm19/04/mm1904-gk-gk.pdf> 参照 2024-9-19, 情報システム学会メールマガジン, No. 19-04, 2024.

※ 3) 岩崎和隆, “自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（3）住基ネット判例との整合性”,

<https://www.issj.net/mm/mm19/05/mm1905-gk-gk.pdf> 参照 2024-9-19, 情報システム学会メールマガジン, No. 19-05, 2024.

※ 4) 金澤史男, “補完性の原理が地方を苦しめる不思議”,

<https://www.zek.or.jp/site/column-article/4523.html> 参照 2024-9-19, 2009.

※ 5) 板垣勝彦, “ようこそ地方自治法”, 第 3 版, 第一法規, 2020, pp. 5-6.

※ 6) 川島佑介, “「地域責任」と地方分権の限界”, 宮本太郎編, “自助社会を終わらせる”, 岩波書店, 2022.